

大日本帝國

南方軍政員ノ轉出ニ關スル件  
 南方遠海軍軍政地域ニ於ケル警察業務ニ從事セシムベキ者ノ要員ニ  
 關シテハ昭和十六年十二月以來關東當局ノ要望ニ基キ人選轉出セシ  
 メツツアリ、在途ノ轉出者ハ

陸軍司政官	八六名	同 屬	三八五名
海軍司政官	二五名	同 屬	一五〇名
合計	六四六名		

(予備中ノモノ若干名含ム)

ニ上リ、尚近ク陸軍司政官四名、海軍警部九二名ヲ人選ノ豫定ナリ

昭和十六年四月二十日提出

大日本帝國

一 東京警備隊ノ改編ニ關スル件  
 省野區ノ警備隊員ノ中一編ヲ警備隊員會館ニ編入シテ警備隊員會館  
 一 警備隊員會館ニ編入シテ警備隊員會館  
 一 警備隊員會館ニ編入シテ警備隊員會館  
 一 警備隊員會館ニ編入シテ警備隊員會館



一、各職職員優遇令ノ施行ニ關スル件  
 警察官吏ニ關スル各職職員ノ優遇令ノ施行ニ關シテハ警部、  
 消防士及消防士中奏任ニ任憑シ得ベキ者ノ定數二百人ノ額當  
 ヲ得既ニ各縣府廳ニ編當ヲ了シ日下餘額中ノ所留本令施行ニ關シ  
 左ノ事項内門額額大額ニ各縣府廳ナリ

大日本帝國政府

一、新任タル部長ノ康制  
 從來ノ新任部長タル官制ハ警察部長等ト同様ニスルコト  
 二、新任タル各部長ノ康制  
 府令ハ各官ノモノヲ悉慮トシ時日第一論ヲ設シタルモノ、制令卷



大日本帝國憲法

一、警察官ノ職務ニ付テハ、其ノ職務ノ性質ニ依リテ、其ノ職務ノ履行ニ必要ナル設備ヲ具備スルベシ  
二、警察官ノ職務ニ付テハ、其ノ職務ノ性質ニ依リテ、其ノ職務ノ履行ニ必要ナル設備ヲ具備スルベシ  
三、警察官ノ職務ニ付テハ、其ノ職務ノ性質ニ依リテ、其ノ職務ノ履行ニ必要ナル設備ヲ具備スルベシ  
四、警察官ノ職務ニ付テハ、其ノ職務ノ性質ニ依リテ、其ノ職務ノ履行ニ必要ナル設備ヲ具備スルベシ  
五、警察官ノ職務ニ付テハ、其ノ職務ノ性質ニ依リテ、其ノ職務ノ履行ニ必要ナル設備ヲ具備スルベシ

大日本帝國政府

- ノ金線ハ...ノ二...トスルコト
- 同上ノ稱號
- 警察官ノ稱號ハ警視補、同消防士及消防團士ノ稱號ハ消防司令補トスルコト
- 四、巡查ニシテ特別ニ文官トスルモノノ數
- 巡查部長タル巡查長員ヲ判任文官トスルコト
- 五、消防手給與規則等ノ適用又ハ準用
- 判任官待遇...付キ定メタル消防手給與規則及判任待遇...防手給與品及貸與品給與規則ヲ判任文官タル消防手ニ適用又ハ準用スルコト

一、戰時下ニ於ケル警備實施ニ關スル件

戰爭情勢ノ推移ニ即應シテ國內警備ノ萬全ヲ期スル爲ニハ數府縣ニ跨ル警備力ノ移動集結ヲ行フ必要彌々切ナルモ、アルニ鑑ミ六大府縣ヲ中心トスル

(1) 警察官吏ノ非常應援ニ關スル件

(2) 消防自動車唧筒ノ非常應援ニ關スル件

、運用ニ付夫々當該府縣ニ於テ屢々訓練シ戰時下緊急事態ニ即應スル警備實施ニ關シ準備上遺憾ナキヲ期シツツアリ  
尙昨年四月十八日敵機襲來ノ實相ニ鑑ミ、空襲其ノ他非常事態發生ニ際シ軍部及中央各廳竝ニ廳府縣ニ於ケル各種對策ノ基礎資料トシテ極メテ重要ナル諸情報ノ適確迅速ナル蒐集竝ニ各種連絡ヲ過誤ナカフシムル爲當局警務課及防空局指導課ヲ以テ構成スル内務省警防室ヲ開設スベク廳舎三階正面ニ一室ヲ準備シ設備ヲ整ヘアリ

(警備係)

（一）在郷軍人會、青年學校其、他地方團體等ニ於ケル竹槍等使用ニ關スル件  
最近、在郷軍人會、青年學校其、他地方團體ニ於テ國土防衛上ノ理由ヲ以テ之カ訓練ニ際シ竹槍ヲ使用セントスル傾向アリテ治安ニ及ボス影響尠シカフサルニ鑑ミ戰時下警察上慎重ニ取扱フ必要アルヲ認メ之カ取扱方針ヲ決定シ現在陸海軍省ニ協議中ナリ

（一）在郷軍人會、青年學校其、他地方團體等ニ於ケル竹槍等使用ニ關スル件

最近、在郷軍人會、青年學校其、他地方團體ニ於テ國土防衛上ノ理由ヲ以テ之カ訓練ニ際シ竹槍ヲ使用セントスル傾向アリテ治安ニ及ボス影響尠シカフサルニ鑑ミ戰時下警察上慎重ニ取扱フ必要アルヲ認メ之カ取扱方針ヲ決定シ現在陸海軍省ニ協議中ナリ





大日本帝國憲法

刑罰ノ執行ニ關スル件  
警察ニ關スル件  
警務課

一 刑事警察ニ關スル件 警務課

大日本帝國政府

輓近ノ一般犯罪ノ狀況ハ其ノ總數ニ於テハ其ノ發生件數幾分減少ヲ示シ居レルモ、之ガ内容ヲ檢討スルトキ、盜犯、風俗事犯及官公吏瀆職事件、青少年犯罪等ノ増加ヲ見ツ、アル外多數ノ應召軍人、戰沒將兵ノ遺家族ヲ繞ル惡質ナル事犯ガ著シク増加シテ、アリテ戰時下ノ治安事情トシテ、一注意ヲ要スベキモノアリ。一面犯罪ノ檢舉力些カ振ハザルモノアルヤニ認メラル、狀況ニツキ今後大ニ刑事警察ヲ振興シテ一般犯罪ノ防止、檢舉ノ徹底ヲ期シ長期戦下ノ治安維持ト就後國民士氣ノ振肅ニ万全ヲ期スル様指導督勵ニ努メツ、アリ。



行政警察官ニ對スル強制捜査權ノ問題ハ司法制度調査會其ノ  
他ニ於テ屢々論議サレ來リタルトコロナルガ、司法當局ノ意見トシテハ  
檢事ニ強力ナル強制捜査權ヲ附與シ司法警察官獨自ノ強制捜査權ハ之  
ヲ認メザルコト、シ國防保安法、改正治安維持法及戰時刑事特別法ノ  
捜査手續ハ何レモ右方針ノ下ニ立案サレタルガ、本問題ハ警察ニ於ケ  
ル行政檢束執行ト關聯シ一般治安確保上極メテ重大ナル關係ヲ有スル  
モノニシテ司法當局ノ主張ニ依ルトキハ捜査上種々ノ支障ヲ來スニ至  
ルベク之ヲ容認スルコトヲ得ザルモノナルヲ以テ其ノ都度折衝ヲ重ネ  
戰時刑事特別法ニ於テハ司法省立案ノ捜査手續規定ヲ削除セシメタリ。  
而シテ本問題ニ付テハ去ル第八十一帝國議會ニ於テ司法大臣ヨリ近ク  
司法省ニ於テ民事刑事ニ關スル調査委員會ヲ設ケ之ヲ研究スル旨言明

一 強制捜査權問題等ニ關聯スル司法當局トノ連絡ノ件 警務課  
檢事及司法警察官ニ對スル強制捜査權ノ問題ハ司法制度調査會其ノ  
他ニ於テ屢々論議サレ來リタルトコロナルガ、司法當局ノ意見トシテハ  
檢事ニ強力ナル強制捜査權ヲ附與シ司法警察官獨自ノ強制捜査權ハ之  
ヲ認メザルコト、シ國防保安法、改正治安維持法及戰時刑事特別法ノ  
捜査手續ハ何レモ右方針ノ下ニ立案サレタルガ、本問題ハ警察ニ於ケ  
ル行政檢束執行ト關聯シ一般治安確保上極メテ重大ナル關係ヲ有スル  
モノニシテ司法當局ノ主張ニ依ルトキハ捜査上種々ノ支障ヲ來スニ至  
ルベク之ヲ容認スルコトヲ得ザルモノナルヲ以テ其ノ都度折衝ヲ重ネ  
戰時刑事特別法ニ於テハ司法省立案ノ捜査手續規定ヲ削除セシメタリ。  
而シテ本問題ニ付テハ去ル第八十一帝國議會ニ於テ司法大臣ヨリ近ク  
司法省ニ於テ民事刑事ニ關スル調査委員會ヲ設ケ之ヲ研究スル旨言明







其の目的は、教育の普及、衛生の増進、社会の改良、及び地方自治の推進に在り、此の諸事業は、地方自治の基盤を成すものにして、国家の発展に大いに資するものなり。

大日本帝國政府

府縣會議員選舉取締ニ關スル件

警務課

今秋三十九府縣ニ亘リ府縣會議員總選舉及東京都會議員總選舉が行ハル、豫定ニシテ、之ガ取締等ニ關シテハ去ル第八十一帝國議會ニ於テモ種々ノ論議行ハレタリ。政府ニ於テハ本選舉ヲ通シ大東亞戰爭ノ完遂ト清新堅實ナル地方議會ノ確立トヲ目途トシテ活潑強力ナル警察運動ヲ展開シ、眞ニ地方議會ニ於ケル適材選出ノ氣運ヲ昂ムルト共ニ選舉ノ倫理化ヲ徹底シテ斯界ノ情弊ヲ一掃シ以テ公正明朗ナル選舉ノ實現ニ努力セントスル意嚮ナルガ、昨春執行ノ衆議院議員總選舉ニ於テ問題トナリタル所謂候補者餘衡會ニ關シテハ既ニ地方官憲ハ之ヲ結成、運営ニ付名實共ニ關與セザルノ方針ヲ樹立スルトヨリロアリタリ。警察取締ニ際シテハ如上ノ點並ニ警察運動ノ時期、



大日本帝國政府

方法等ニ關シト分ナル指導、取締ヲ行ヒ其ノ萬全ヲ期セントス。

大日本帝國憲法

第一條 大日本帝國ハ主權ニ在リテ其ノ統治權ヲ國民ニ在リシメ其ノ形式ニ依リテ君主ニ在リシメ其ノ權限ヲ憲法ニ定ムルコトヲ以テス

